

女川原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	保-0004-5
提出年月日	2022年10月12日

## 女川原子力発電所2号炉

### 原子炉施設保安規定変更に係る説明資料 (66条 先行BWRプラントとの比較表)

【66-12, 16抜粋】

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

2022年10月

東北電力株式会社

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧本文からの変更箇所

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	
表66-1-2 電源設備	表66-1-2 電源設備	66-1-2-1 常設代替交流電源設備	66-1-2-1 常設代替交流電源設備
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備による電源系が動作可能であること※1	常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備が動作可能であること※1
適用される原子炉の状態	設備	適用される原子炉の状態	設備
運転	第一ガスタービン発電機	運転	ガスタービン発電機
起動	第一ガスタービン発電機用燃料タンク	起動	ガスタービン発電設備軽油タンク
高温停止	第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ	高温停止	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ
低温停止	タンクローリ（16kL）	低温停止	タンクローリ
燃料交換	軽油タンク	燃料交換	軽油タンク
	所要数		所要数
	1台		2台
	1基		※2
	1台		2台
	※2		※2
	※2		※2

※1：燃料移送系の必要な弁及び配管を含む。

※2：「66-1-2-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

※1：当該系統が動作不能時は、「66-1-6-2 緊急時対策所の代替電源設備」の運転上の制限も確認する。

※2：「66-1-2-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

・女川では、ガスタービン発電設備軽油タンクについて、66-1-2-7にて管理する。  
 TS-25 840 ページ参照。

・女川では、燃料移送系の必要な弁及び配管については、66-1-2-7にて管理する。

・女川の「緊急時対策所の代替電源設備」はガスタービン発電機及び電源車（緊急時対策所用）により多様性を有することから、ガスタービン発電機が動作不能の場合に「66-1-6-2 緊急時対策所の代替電源設備」の運転上の制限も確認する注釈を記載している。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：日本文字からの変更箇所

### 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案			
(2) 確認事項				(2) 確認事項			
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	頻度	担当	項目	頻度	担当
運転 起動 高温停止	A. 常設代替交流電源設備による電源系が動作不能の場合	A1. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。 及び A1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※4</sup> が動作可能であることを確認する。 及び A1. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 <sup>※3</sup> が動作可能であることを確認する。 及び A2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備 <sup>※5</sup> が動作可能であることを確認する。 及び A2. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な	定事検停止時 1ヶ月に1回	電気機器GM 当直長 当直長 当直長	1. ガスタービン発電機が模擬信号で動作することおよび運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。 2. ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 3. ガスタービン発電機用燃料タンクの油量が20kL以上であることを確認する。ただし、第一ガスタービン発電機の運転中及び運転終了後12時間を除く。 4. 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	電気課長 発電課長 発電課長
(3) 要求される措置							
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転 起動 高温停止	A. 常設代替交流電源設備が動作不能の場合	A1. 常設代替交流電源設備が動作不能の場合 A1. 常設代替交流電源設備が動作不能の場合	速やかに 3日間 10日間 速やかに	運転 起動 高温停止	A. 常設代替交流電源設備が動作不能の場合	要求される措置 A1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 <sup>※3</sup> が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長および防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備 <sup>※4</sup> が使用可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復	速やかに 3日間 10日間

差異理由

- 女川では、ガスタービン発電機が自動起動することを期待しているため、模擬信号で動作することの確認を定事検停止時に実施する。
- 女川では、ガスタービン発電機用軽油タンクについては、66-12-7にて管理する。
- 女川では、常設代替交流電源設備に対するC設備がないため、D設備による要求させる措置のみを記載。  
（柏崎は6, 7号炉の複数号炉申請であることから、号炉間電力融通ケーブルを使用したM/C(C)系又はM/C(D)系の受電をSA設備としているのに対し、女川は2号炉のみの単独号炉申請であることから、号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機による非常用交流高圧電源母線2C系又は

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

### 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
	状態に復旧する。	旧する。		2D系の受電（号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した場合又は号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した場合は、自主対策設備としていない。）
B. 条件Aで要求される措置を完了した時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 及び B2. 当直長は、冷温停止にする。	B. 条件Aで要求される措置を完了した時間内に達成できない場合 B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	2.4時間 3.6時間	
A. 常設代替交流電源設備による電源系が動作不能の場合	A1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。 及び A3. 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※4</sup> が動作可能であることを確認する。 又は A3. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備 <sup>※5</sup> が動作可能であることを確認する。	A. 常設代替交流電源設備が動作不能の場合 A1. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認する。 および A3. 発電課長および防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備 <sup>※6</sup> が使用可能であることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	
冷温停止 燃料交換		冷温停止 燃料交換		
<p>※3：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※4：号炉間電力融通ケーブルを使用したM/C（C）系又はM/C（D）系の受電をいい、当該系統で要求される準備時間を満足させるためにケーブルを接続する等の補充措置を含む。なお、6号炉側の電路が自主対策設備であることから、号炉間電力融通ケーブルを使用した場合の復旧までの完了時間は10日間となる。</p> <p>※5：第二代替交流電源設備（第二ガスタービン発電機）をいい、当該系統で要求される準備時間を含む。</p> <p>※6：号炉間電力融通母線2C系または2D系の受電（号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した場合は号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した場合）をいい、当該系統で要求される準備時間を満足させるためにケーブルを接続する等の補充措置を含む。</p>				
<p>※3：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※4：号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機（A系またはB系）による非常用交流高圧電源母線2C系または2D系の受電（号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した場合は号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した場合）をいい、当該系統で要求される準備時間を満足させるためにケーブルを接続する等の補充措置を含む。</p> <p>※5：自主対策設備の相違。 （柏崎：第二代替交流電源設備（第二ガスタービン発電機）を自主対策設備としている。 女川：号炉間電力</p>				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

### 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
		融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機による非常用交流高圧電源母線2C系又は2D系の受電（号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した場合又は号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した場合）を自主対策設備としている。）

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

66-1-2-2 可搬型代替交流電源設備		女川2号炉案		差異理由	
柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		TS-25 66-1-2-2 可搬型代替交流電源設備	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		可搬型代替交流電源設備	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備による電源系2系列*1が動作可能であること*2	可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備2系列*1が動作可能であること*2	可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備
適用される原子炉の状態	電源車	電源車	電源車	電源車	電源車
運転	2台×2*3	運転	2台×2*3	運転	2台×2*3
起動	※4	起動	※4	起動	※4
高温停止	※4	高温停止	※4	高温停止	※4
低温停止	※4	低温停止	※4	低温停止	※4
燃料交換	※4	燃料交換	※4	燃料交換	※4
設 備	タンクローリ (4kL)	設 備	タンクローリ	設 備	タンクローリ
	軽油タンク		軽油タンク		軽油タンク
			ガスタービン発電設備軽油タンク		ガスタービン発電設備軽油タンク
<p>※1：1系列とは、電源車2台をいう。</p> <p>※2：動作可能とは、緊急用電源切替箱接続装置、動力変圧器C系、AM用動力変圧器及び代替原子炉補機冷却系に接続できることを含む。</p> <p>※3：電源車は、荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所に分散配置されていること。</p> <p>※4：「66-1-2-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>		<p>※1：1系列とは、電源車2台をいう。</p> <p>※2：動作可能とは、電源車接続口(原子炉建屋西側)または電源車接続口(原子炉建屋東側)に接続できることを含む。</p> <p>※3：電源車は、第2保管エリアおよび第3保管エリアに分散配置されていること。</p> <p>※4：「66-1-2-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>		<p>・女川では、ガスタービン発電設備軽油タンクを期待するため、設備に記載し66-1-2-7にて管理する。</p> <p>TS-25 840 ページ参照。</p> <p>・女川の原子炉補機代替冷却水系（熱交換器ユニット）は、付属空冷式アイゼルエンジン駆動であることから、電源車は不要である。</p> <p>柏崎の代替原子炉補機冷却系への電源供給は、電源車を用いる。）</p>	
(2) 確認事項		(2) 確認事項		(2) 確認事項	
項目	頻 度	項目	頻 度	項目	担 当
1. 電源車を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	1. 電源車を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回		防災課長
2. 電源車を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	2. 電源車を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回		防災課長

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

### 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(3) 要求される措置				
適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備による電源系が2系列未満の場合 1系列以上の場合	A1. 当直長は、残りの可搬型代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認することともに、その他の設備が動作可能であることを確認する。 及び A3. 当直長は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A4. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに          10日間          10日間          10日間          30日間	
適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備が2系列未満1系列以上の場合	A1. 防災課長は、残りの可搬型代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイス系）を起動し、動作可能であることを確認することともに、その他の設備が動作可能であることを確認する。 および A3. 1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備が動作可能であることを確認する。 または A3. 2. 防災課長は、当該機能を補充する自主対策設備が使用可能であることを確認する。 または A3. 3. 防災課長は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A4. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに          10日間          10日間          10日間          30日間	・女川では、可搬型代替交流電源設備に対するC設備及びD設備があるため、要求される措置を記載。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）			女川2号炉案			差異理由
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される措置	完了時間	差異理由
B. 動作可能な可搬型代替交流電源設備が1系列未満の場合	B1. 当直長は、代替原子炉補機冷却系を動作不能とみなす。及び	速やかに		B1.1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイス系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 <sup>*5</sup> が動作可能であることを確認する。 および B1.2. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>*6</sup> が動作可能であることを確認する。 および B1.3. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 または B2.1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイス系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 <sup>*5</sup> が動作可能であることを確認する。 および B2.2.1. 防災課長は、当該機能を補充する自主対策設備 <sup>*7</sup> が使用可能であることを確認する。 または B2.2.2. 防災課長は、代替措置 <sup>*8</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B2.3. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに	・女川では、可搬型代替交流電源設備を原子炉補機代替冷却水系に使用していないため、動作不能とみなす必要はない。 ・女川では、可搬型代替交流電源設備に対するC設備があるため記載しており、AOTは30日としている。
	B2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 <sup>*5</sup> が動作可能であることを確認する。及び B3. 当直長は、代替措置 <sup>*6</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。及び B4. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに	3日間	3日間	3日間	・女川では、可搬型代替交流電源設備に対するD設備があるため記載している。
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。及び C2. 当直長は、低温停止にする。	24時間 36時間		C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	24時間 36時間	



赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備による電源系が2系列未満の場合	A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備が2系列未満の場合	速やかに  速やかに	
	A 1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。 及び A 3. 当直長は、代替措置 <sup>※6</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	A1. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイス系）を起動し、動作可能であることを確認する。 および A3. 1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備 <sup>※6</sup> が動作可能であることを確認する。 または A3. 2. 防災課長は、当該機能を補充する自主対策設備 <sup>※7</sup> が使用可能であることを確認する。 または A3. 3. 防災課長は、代替措置 <sup>※8</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに  速やかに  速やかに  速やかに	・女川では、可搬型代替交流電源設備に対するC設備及びD設備があるため記載している。
				<p>※5：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※6：常設代替交流電源設備をいう。</p> <p>※7：号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機（A系またはB系）による非常用交流高圧電源母線2C系または2D系の受電（号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した場合は号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した場合）をいう。</p> <p>※8：代替品の補充等。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
66-12-3	号炉間電力融通電気設備	女川では、対象設備なし		
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限			
号炉間電力融通電気設備	所要数が使用可能であること			
適用される 原子炉の状態	設備	所要数		
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換	号炉間電力融通ケーブル（常設）	1セット※1		
	号炉間電力融通ケーブル（可搬型）	1セット※1		
※1：1セットとは、1相分1本の3相分3本をいう。				
(2) 確認事項				
項目	頻度	担当		
1. 号炉間電力融通ケーブル（常設）が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長		
2. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備 管理GM		

柏崎は6,7号炉の複数号炉申請であることから、号炉間電力融通ケーブルを使用したM/C(C)系又はM/C(D)系の受電をSA設備としているのに対し、女川は2号炉のみの単独号炉申請であることから、号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機による非常用交流高圧電源母線2C系又は2D系の受電（号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した場合又は号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した場合は、自主対策設備としてい

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

### 保安規定比較表

(3) 要求される措置		柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間			
運転 起動 高温停止	A. 所要数を満たしていない場合	A 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることが確認するとともに、その他の設備*1が動作可能であることを確認する。 及び A 1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備*2が動作可能であることを確認する。 及び A 1. 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 又は A 2. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることが確認するとともに、その他の設備*1が動作可能であることを確認する。 及び A 2. 2. 1. 当直長は、当該機能を補充する自主対策設備*3が動作可能であることを確認する。 又は A 2. 2. 2. 当直長は、代替措置*4を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び A 2. 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに  3日間  30日間  速やかに  3日間  3日間			
低温停止 燃料交換	A. 所要数を満たしていない場合  B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A 1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び	速やかに			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

### 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>速やかに</p> <p>A 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備<sup>※2</sup>が動作可能であることを確認する。</p> <p>又は</p> <p>A 3. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備<sup>※3</sup>が動作可能であることを確認する。</p> <p>又は</p> <p>A 3. 3. 当直長は、代替措置<sup>※4</sup>を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>※1：残りの非常用ディーゼル発電機2台をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※2：常設代替交流電源設備（第一ガスタービン発電機）をいう。</p> <p>※3：第二代替交流電源設備（第二ガスタービン発電機）をいう。</p> <p>※4：代替品の補充等。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案
<p>柏崎の記載のうち、所内常設蓄電式直流電源設備に関する項目を比較する。</p> <p>66-1-2-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備</p>	<p>66-1-2-3 所内常設蓄電式直流電源設備</p>
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限
<p>項目</p> <p>所内蓄電式直流電源設備<sup>*1</sup>及び常設代替直流電源設備<sup>*2</sup></p>	<p>項目</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備</p>
<p>運転上の制限</p> <p>所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること</p>	<p>運転上の制限</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備が動作可能であること</p>
<p>適用される原子炉の状態</p> <p>運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換</p>	<p>設備</p> <p>直流12.5V充電器A<sup>*3</sup> 直流12.5V蓄電池A<sup>*3</sup> 直流12.5V充電器A-2<sup>*3</sup> 直流12.5V蓄電池A-2<sup>*3</sup> AM用直流12.5V充電器<sup>*4</sup> AM用直流12.5V蓄電池<sup>*4</sup></p>
所要数	所要数
1個	1個
1組	1組
1個	1個
1組	1組
1個	1個
1組	1組
<p>※1：所内蓄電式直流電源設備とは、直流12.5V充電器A、直流12.5V蓄電池A、直流12.5V充電器A-2、直流12.5V蓄電池A-2、AM用直流12.5V充電器及びAM用直流12.5V蓄電池をいう。</p> <p>※2：常設代替直流電源設備とは、AM用直流12.5V充電器及びAM用直流12.5V蓄電池をいう。</p> <p>※3：当該系統が動作不能時は、「第62条 直流電源その1」及び「第63条 直流電源その2」の運転上の制限も確認する。</p>	<p>※1：当該系統が動作不能時は、「第62条 直流電源その1」、「第63条 直流電源その2」、「第64条 所内電源系統その1」および「第65条 所内電源系統その2」の運転上の制限も確認する。</p>
<p>※4：当該系統が動作不能時は、「66-9-3 使用済燃料プールの監視設備」の運転上の制限も確認する。</p>	<p>※4：女川では、既存保安規定条文の直流電源に加え所内電源にも関わるため、LCOの確認することを追記する。</p> <p>女川の「使用済燃料プールの監視設備」のうち、直流電源負荷である「使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式）」及び「使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）」は、「所内常設</p>
<p>差異理由</p> <p>TS-25 66-1-2-3 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>女川では常設代替直流電源設備を66-1-2-4にて管理する。        （柏崎：AM用直流12.5V充電器、蓄電池が所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備を兼ねている。        女川：所内常設蓄電式直流電源設備と常設代替直流電源設備は別設備である）</p>	<p>差異理由</p> <p>TS-25 66-1-2-3 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>女川では常設代替直流電源設備を66-1-2-4にて管理する。        （柏崎：AM用直流12.5V充電器、蓄電池が所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備を兼ねている。        女川：所内常設蓄電式直流電源設備と常設代替直流電源設備は別設備である）</p> <p>女川では、既存保安規定条文の直流電源に加え所内電源にも関わるため、LCOの確認することを追記する。</p> <p>女川の「使用済燃料プールの監視設備」のうち、直流電源負荷である「使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式）」及び「使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）」は、「所内常設</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧本文からの変更箇所

### 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由																																			
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能をj確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>運転評価GM</td> </tr> <tr> <td>2. 直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>3. 直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>5. 直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>6. AM用直流125V充電器の出力電圧を確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能をj確認する。	定事検停止時	運転評価GM	2. 直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	3. 直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	5. 直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長	6. AM用直流125V充電器の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 所内常設蓄電式直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>電気課長</td> </tr> <tr> <td>2. 125V蓄電池2Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>3. 125V蓄電池2Bの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>4. 125V充電器2Aおよび125V充電器2Bの出力電圧を確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>蓄電式直流電源」及び「常設代替直流電源設備」又は「可搬型代替直流電源設備」から給電可能であることから、「6.6-9-4 使用済燃料プール監視設備」の運転上の制限の確認は不要である。</p> <p>・女川では常設代替直流電源設備を6.6-12-4にて管理する。</p>	項目	頻度	担当	1. 所内常設蓄電式直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長	2. 125V蓄電池2Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長	3. 125V蓄電池2Bの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長	4. 125V充電器2Aおよび125V充電器2Bの出力電圧を確認する。	1週間に1回	発電課長
項目	頻度	担当																																			
1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能をj確認する。	定事検停止時	運転評価GM																																			
2. 直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																			
3. 直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																			
4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																			
5. 直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長																																			
6. AM用直流125V充電器の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長																																			
項目	頻度	担当																																			
1. 所内常設蓄電式直流電源設備（蓄電池および充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長																																			
2. 125V蓄電池2Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長																																			
3. 125V蓄電池2Bの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	発電課長																																			
4. 125V充電器2Aおよび125V充電器2Bの出力電圧を確認する。	1週間に1回	発電課長																																			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

### 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. 蓄電池が動作不能の場合	A 1. 当直長は、 <b>非常用ディーゼル発電機A系</b> を起動し、動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 及び A 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 及び A 3. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。	速やかに  3日間	・女川では、動作不能となる蓄電池に対応した非常用ディーゼル発電機を確認することとしている。 （相崎：非常用ディーゼル発電機A系を確認する。）
	B. 充電器が動作不能の場合	B 1. 当直長は、蓄電池A、A-2及びAMが健全であることを確認する。 及び B 2. 当直長は、 <b>非常用ディーゼル発電機A系</b> を起動し、動作可能であることを確認するとともに、 <b>残りの充電器</b> が健全であることを確認する。 及び B 3. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、 <b>残りの充電器</b> が健全であることを確認する。 及び B 4. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに  3日間	・女川では、動作不能となる充電器に応じて確認する非常用ディーゼル発電機を明確化している。
運転 起動 高温停止	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C 1. 当直長は、高温停止にする。 及び C 2. 当直長は、低温停止にする。	24時間  36時間	
		C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	24時間  36時間	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案			
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
冷温停止 燃料交換	A. 蓄電池が動作不能の場合	A1. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。	速やかに	A. 蓄電池が動作不能の場合	A. 蓄電池が動作不能の場合	A1. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。	速やかに
	B. 充電器が動作不能の場合	B1. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。	速やかに	B. 充電器が動作不能の場合	B. 充電器が動作不能の場合	B1. 発電課長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B3. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、充電器が健全であることを確認する。	速やかに

※2：1.25V蓄電池A系が動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機A系とし、1.25V蓄電池B系が動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機B系とする。

※3：1.25V充電器2Aが動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機B系とし、1.25V充電器2Bが動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機A系とする。

※4：1.25V充電器2Aが動作不能の場合は、1.25V充電器2Bおよび1.25V代替充電器とし、1.25V充電器2Bが動作不能の場合は、1.25V充電器2Aおよび1.25V代替充電器とする。

・女川では、動作不能となる蓄電池に対応した非常用ディーゼル発電機を確認することとしている。  
 ・女川では、動作不能となる充電器に応じて確認する非常用ディーゼル発電機を明確化している。  
 ・女川では、動作不能となる充電器に応じて確認する充電器を明確化している。



赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

### 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
66-12-4	所内蓄電式直流通電設備及び常設代替直流通電設備	66-12-4	常設代替直流通電設備	TS-25 66-12-4 常設代替直流通電設備
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
所内蓄電式直流通電設備*1及び常設代替直流通電設備*2	所内蓄電式直流通電設備及び常設代替直流通電設備による電源系が動作可能であること	常設代替直流通電設備	常設代替直流通電設備が動作可能であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>女川では所内常設蓄電式直流通電設備を66-12-3にて管理する。</li> </ul>
適用される原子炉の状態	運転	適用される原子炉の状態	運転	
起動	直流通電設備A*3	起動	1.25V代替蓄電池	
高温停止	直流通電設備A*3	高温停止		
低温停止	直流通電設備A-2*3	低温停止		
燃料交換	直流通電設備A-2*3	燃料交換		
	AM用直流通電設備*4	運転		
	AM用直流通電設備*4	起動	2.50V蓄電池*1	
		高温停止		
※1：所内蓄電式直流通電設備とは、直流通電設備A、直流通電設備A、直流通電設備A、直流通電設備A-2、直流通電設備A-2、AM用直流通電設備A-2、AM用直流通電設備A-2をいう。 ※2：常設代替直流通電設備とは、AM用直流通電設備及びAM用直流通電設備をいう。				<ul style="list-style-type: none"> <li>2.50V蓄電池は本条にて整理。</li> <li>原子炉運転中に機能が要求される低圧代替注水系（常設）（直流通電設備）（注水系ポンプ）への給電設備であることから、保安規定第59条（非常用ディーゼル発電機その1）及び保安規定第62条（直流通電設備その1）と同期間をLCO適用期間として設定する。適用される原子炉の状態については、別紙66-4-2（1）を参照。</li> </ul>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>※3：当該系統が動作不能時は、「第62条 直流電源その1」及び「第63条 直流電源その2」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：当該系統が動作不能時は、「66-9-3 使用済燃料プール監視設備」の運転上の制限も確認する。</p>	<p>※1：当該系統が動作不能時は、「66-4-2 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）」の運転上の制限も確認する。</p>	<p>66-4-2（低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ））の必要な機器に電源を供給するための設備であることから、当該系統が動作不能時は、66-4-2の運転上の制限も確認する。</p> <p>・女川では、当該系統は既存条文の直流電源系を兼ねていないので記載不要。</p> <p>・女川の「使用済燃料プール監視設備」のうち、直流電源負荷である「使用済燃料プール水位／温度（ヒートサ一モ式）」及び「使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）」は、「所内常設蓄電式直流電源」及び「常設代替直流電源設備」又は「可搬型代替直流電源設備」から給電可能であることから、「66-9-4 使用済燃料プール監視設備」の運転上の制限の確認は不要である。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧本文からの変更箇所

### 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由																																				
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>運転評価GM</td> </tr> <tr> <td>2. 直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>3. 直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>5. 直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>6. AM用直流125V充電器の出力電圧を確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	担当	1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	運転評価GM	2. 直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	3. 直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	5. 直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長	6. AM用直流125V充電器の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. <u>125V代替蓄電池の機能を確認する。</u></td> <td>定事検停止時</td> <td><u>電気課長</u></td> </tr> <tr> <td>2. <u>250V蓄電池の機能を確認する。</u></td> <td>定事検停止時</td> <td><u>電気課長</u></td> </tr> <tr> <td>3. <u>125V代替蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。</u></td> <td>1週間に1回</td> <td><u>発電課長</u></td> </tr> <tr> <td>4. <u>250V蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が248V以上であることを確認する。</u></td> <td>1週間に1回</td> <td><u>発電課長</u></td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	担当	1. <u>125V代替蓄電池の機能を確認する。</u>	定事検停止時	<u>電気課長</u>	2. <u>250V蓄電池の機能を確認する。</u>	定事検停止時	<u>電気課長</u>	3. <u>125V代替蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。</u>	1週間に1回	<u>発電課長</u>	4. <u>250V蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が248V以上であることを確認する。</u>	1週間に1回	<u>発電課長</u>	<p>・女川では、250V蓄電池は本系統の構成であるため確認事項を記載している。</p> <p>・女川では、充電器は本系統の構成ではないため記載不要（66-12-5にて管理）。</p>
項目	頻度	担当																																						
1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	運転評価GM																																						
2. 直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																						
3. 直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																						
4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																						
5. 直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長																																						
6. AM用直流125V充電器の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長																																						
項目	頻度	担当																																						
1. <u>125V代替蓄電池の機能を確認する。</u>	定事検停止時	<u>電気課長</u>																																						
2. <u>250V蓄電池の機能を確認する。</u>	定事検停止時	<u>電気課長</u>																																						
3. <u>125V代替蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。</u>	1週間に1回	<u>発電課長</u>																																						
4. <u>250V蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が248V以上であることを確認する。</u>	1週間に1回	<u>発電課長</u>																																						

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

### 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案				差異理由
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用される原炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起 高温停止	A. 蓄電池が動作不能の場合	A1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機A系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。  及び A2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。  及び A3. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。	速やかに  3日間  30日間	運転 起 高温停止	A. 1.25V代替蓄電池が動作不能の場合	A1. 発電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機（A系またはB系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する1.25V充電器が健全であることおよびその他の設備*2が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、1.25V代替充電器が健全であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。	速やかに  3日間  30日間	<ul style="list-style-type: none"> <li>女川では、非常用ディーゼル発電機2台及び1.25V充電器2A、2Bを確保することとしている。</li> <li>（柏崎：非常用ディーゼル発電機A系を確認する。）</li> <li>女川では、非常用ディーゼル発電機から1.25V代替充電器へは給電できないため、1.25V充電器をγ設備とする。</li> <li>女川では、250V蓄電池は本系統の構成であるため要求される措置を記載している。</li> <li>女川では、機能を代替する設計基準事故対処設備である1.25V充電器2A及び2Bもγ設備とする。（1.25V充電器2A及び2Bが動作可能であれば、250V直流負荷である直流駆動低圧注水系ポンプを必要とする事象に至らないことから、当該設備を確認する。）</li> </ul>
					B. 250V蓄電池が動作不能の場合	B1. 発電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機（A系またはB系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する1.25V充電器および250V充電器が健全であることを確認することおよびその他の設備*2が動作可能であることを確認する。 および B2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、250V充電器が健全であることを確認する。 および B3. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。	速やかに  3日間  30日間	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧本文からの変更箇所

### 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
適用される原子炉の状態	冷温停止 燃料交換	適用される原子炉の状態	冷温停止 燃料交換	
条件	<p>A. 蓄電池が動作不能の場合</p> <p>B. 充電器が動作不能の場合</p>	条件	<p>A. 1.2.5V代替蓄電池が動作不能の場合</p>	
要求される措置	<p>A.1. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A.2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。</p> <p>B.1. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>B.2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。</p>	要求される措置	<p>A1. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、1.2.5V代替充電器が健全であることを確認する。</p>	
完了時間	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>3日間</p> <p>30日間</p>	完了時間	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	
充電器が動作不能の場合	<p>B.1. 当直長は、蓄電池A、A-2及びAMが健全であることを確認する。</p> <p>B.2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機A系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。</p> <p>B.3. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。</p> <p>B.4. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。</p>	条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	<p>C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>・女川では、充電器は本系統の構成ではないため記載不要（66-12-5にて管理）。</p>
冷温停止燃料交換	<p>C.1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>C.2. 当直長は、冷温停止にする。</p>	完了時間	<p>24時間</p> <p>36時間</p>	
冷温停止燃料交換	<p>B.1. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>B.2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。</p>	完了時間	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>・女川では、充電器は本系統の構成ではないため記載不要（66-12-5にて管理）。</p>
冷温停止燃料交換	<p>C.1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>C.2. 当直長は、冷温停止にする。</p>	完了時間	<p>24時間</p> <p>36時間</p>	

※2：残りの非常用ディーゼル発電機および1.2.5V充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
下線：旧条文からの変更箇所

### 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
		電器2A、2Bを 確認することとし ている。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

### 保安規定比較表

66-1-2-5 可搬型代替直交流電源設備		66-1-2-5 可搬型代替直交流電源設備		66-1-2-5 可搬型代替直交流電源設備		66-1-2-5 可搬型代替直交流電源設備	
柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		TS-25 66-1-2-5 可搬型代替直交流電源設備		差異理由	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
可搬型直交流電源設備	可搬型直交流電源設備による電源系が動作可能であること	可搬型代替直交流電源設備	可搬型代替直交流電源設備が動作可能であること	可搬型代替直交流電源設備	可搬型代替直交流電源設備が動作可能であること	可搬型代替直交流電源設備	可搬型代替直交流電源設備
適用される原子炉の状態	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	適用される原子炉の状態	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	適用される原子炉の状態	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	適用される原子炉の状態	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換
設備	AM用直流125V充電器 電源車 タンクローリ（4kL） 軽油タンク	設備	125V代替蓄電池 125V代替充電器 電源車 軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリ 250V蓄電池 250V充電器 電源車 軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリ	設備	125V代替蓄電池 125V代替充電器 電源車 軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリ 250V蓄電池 250V充電器 電源車 軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリ	設備	125V代替蓄電池 125V代替充電器 電源車 軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリ 250V蓄電池 250V充電器 電源車 軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリ
所要数	※1 ※2 ※3 ※3	所要数	※1 1個 ※2 ※3 ※3	所要数	※1 1個 ※2 ※3 ※3	所要数	※1 1個 ※2 ※3 ※3
※1：「66-1-2-4 所内蓄電式直交流電源設備及び常設代替直交流電源設備」において運転上の制限等を定める。		※1：「66-1-2-4 常設代替直交流電源設備」において運転上の制限等を定める。		※1：「66-1-2-4 常設代替直交流電源設備」において運転上の制限等を定める。		※1：「66-1-2-4 常設代替直交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	
※2：「66-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。		※2：「66-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。		※2：「66-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。		※2：「66-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	
※3：「66-1-2-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。		※3：「66-1-2-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。		※3：「66-1-2-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。		※3：「66-1-2-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・女川では、125V代替蓄電池を本系統の構成設備としているため記載。</li> <li>・女川では、ガスタービン発電設備軽油タンクを本系統の構成設備としているため記載。</li> <li>・女川では、250V蓄電池を本系統の構成設備としているため記載。</li> <li>・原子炉運転中に機能が要求される低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）への給電設備であることから、保安規定第59条（非常用ディーゼル発電機その1）及び保安規定第62条（直流電源その1）と同期間をLCO適用期間として設定する。適用される原子炉の状態については、別紙66-4-2（1）を参照。</li> </ul>							

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧本文からの変更箇所

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） （再掲・抜粋）		女川2号炉案		差異理由
(2) 確認事項				
適用される原子炉の状態	項目	頻度	担当	
66-12-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。	所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	運転評価GM	
2. 直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	・女川では、250V充電器を本系統の構成設備としていたため確認事項を記載。
3. 直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。	直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	
4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	
5. 直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。	直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長	
6. AM用直流125V充電器の出力電圧を確認する。	AM用直流125V充電器の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長	
(2) 確認事項				
1. 125V代替充電器の機能を確認する。	1. 125V代替充電器の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長	
2. 250V充電器の機能を確認する。	2. 250V充電器の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長	
3. 125V代替充電器の出力電圧を確認する。	3. 125V代替充電器の出力電圧を確認する。	1週間に1回	電気課長	
4. 250V充電器の出力電圧を確認する。	4. 250V充電器の出力電圧を確認する。	1週間に1回	電気課長	
(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起 高温停止	A. 125V代替充電器が動作不能の場合 B. 充電器が動作不能の場合	A1. 充電器は、125V蓄電池2A、125V蓄電池2Bおよび125V代替充電器が健全であることを確認する。 および A1. 充電器は、1台の非常用ディーゼル発電機（A系またはB系）を起動し、動作確認したあることを確認するとともに、動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する125V充電器が健全であることおよびその他の設備*1が動作可能であることを確認する。 および A2. 充電器は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、125V充電器2Aおよび125V充電器2Bが健全であることを確認する。 および A3. 充電器は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに 3日間 30日間	・女川では、非常用ディーゼル発電機2台及び125V充電器2A、2Bを確保することとしている。 （柏崎：非常用ディーゼル発電機A系を確認する。）



赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

### 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
		B. 250V充電器が動作不能の場合	B1. 発電課長は、125V蓄電池2A、125V蓄電池2Bおよび250V蓄電池が健全であることを確認する。 および B2. 発電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機（A系またはB系）を起動し動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する125V充電器が健全であることおよびその他の設備 <sup>※4</sup> が動作可能であることを確認する。 および B3. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、125V充電器2Aおよび125V充電器2Bが健全であることを確認する。 および B4. 発電課長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>女川では、250V充電器を本系統の構成設備としていたため要求される措置を記載。</li> </ul>
	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C. 条件A または B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、低温停止にする。	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>3日間</p> <p>3.0日間</p> <p>2.4時間</p> <p>3.6時間</p>
低温停止 燃料交換	A. 蓄電池が動作不能の場合 B. 充電器が動作不能の場合	適用される原子炉の状態	要求される措置	完了時間
		低温停止 燃料交換	A. 125V代替充電器が動作不能の場合 および B. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、125V充電器2Aおよび125V充電器2Bが健全であることを確認する。	速やかに 速やかに

※4：残りの非常用ディーゼル発電機および125V充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧本文からの変更箇所

## 保安規定比較表

66-1-2-6 代替所内電気設備		66-1-2-6 代替所内電気設備		66-1-2-6 代替所内電気設備		TS-25 66-1-2-6 代替所内電気設備	
柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		女川2号炉案		女川2号炉案	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
代替所内電気設備	代替所内電気設備※1からの給電系が使用可能であること※2	代替所内電気設備	代替所内電気設備が使用可能であること※1※2	代替所内電気設備	代替所内電気設備が使用可能であること※1※2	代替所内電気設備	代替所内電気設備
適用される原子炉の状態	設備	適用される原子炉の状態	設備	適用される原子炉の状態	設備	適用される原子炉の状態	設備
運転	AM用MCC	運転	AM用MCC	運転	AM用MCC	運転	AM用MCC
起動	AM用切替盤	起動	AM用切替盤	起動	AM用切替盤	起動	AM用切替盤
高温停止	AM用動力変圧器	高温停止	AM用動力変圧器	高温停止	AM用動力変圧器	高温停止	AM用動力変圧器
低温停止	緊急用断路器	低温停止	緊急用断路器	低温停止	緊急用断路器	低温停止	緊急用断路器
燃料交換	緊急用電源切替箱接続装置	燃料交換	緊急用電源切替箱断路器	燃料交換	緊急用電源切替箱断路器	燃料交換	緊急用電源切替箱断路器
所要数	4個	所要数	4個	所要数	2個	所要数	2個
	2個		2個		2系列		2系列
	1個		1個		1系列		1系列
	2個		2個		1個		1個
	2個		2個		3系列		3系列
	1個		1個		2個		2個
					1個		1個
					1個		1個

項目	頻度	担当
1. 代替所内電気設備からの給電系が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	当直長

※1：AM用操作盤を含む。  
 ※2：非常用交流高圧電源母線A系及びB系に給電できることを含む。

項目	頻度	担当
1. 代替所内電気設備からの給電系が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	発電課長

※1：非常用交流高圧電源母線A系およびB系に給電できることを含む。  
 ※2：非常用交流高圧電源母線A系およびB系が動作不能時は、「第6.4条 所内電源系統その1」および「第6.5条 所内電源系統その2」の運転上の制限も確認する。  
 ※3：当該系統が動作不能時は、「66-1-6-2 緊急時対策所の代替電源設備」の運転上の制限も確認する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

### 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
(3) 要求される措置				
適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. 緊急用断路器 が動作不能の 場合	A1. 当直長は、常設代替交流電源設備を動作不能とみなす。	速やかに	
	B. 代替所内電気設備による電源系が動作不能の場合	B1. 当直長は、非常用所内電気設備が動作可能であることを確認する。 及び B2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに  3日間	
	C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 及び C2. 当直長は、低温停止にする。	24時間  36時間	
低温停止 燃料交換	A. 緊急用断路器が動作不能の場合	A1. 当直長は、常設代替交流電源設備を動作不能とみなす。	速やかに	
	B. 代替所内電気設備による電源系が動作不能の場合	B1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B2. 当直長は、非常用所内電気設備が動作可能であることを確認する。	速やかに  速やかに	
(3) 要求される措置				
適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. ガスタービン発電機接続盤が動作不能の場合	A1. 発電課長は、常設代替交流電源設備を動作不能とみなす。	速やかに	
	B. 代替所内電気設備が動作不能の場合	B1. 発電課長は、非常用所内電気設備が動作可能であることを確認する。 および B2. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに  3日間	
	C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、低温停止にする。	24時間  36時間	
低温停止 燃料交換	A. ガスタービン発電機接続盤が動作不能の場合	A1. 発電課長は、常設代替交流電源設備を動作不能とみなす。	速やかに	
	B. 代替所内電気設備が動作不能の場合	B1. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B2. 発電課長は、非常用所内電気設備が動作可能であることを確認する。	速やかに  速やかに	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

### 保安規定比較表

66-1-2-7 燃料補給設備	女川2号炉案	66-1-2-7 燃料補給設備
(1) 運転上の制限 項目 燃料補給設備 運転上の制限 (1) 軽油タンクレベルが所要値以上であること※1 (2) ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であること※2 (3) 所要数のタンクローリーが動作可能であること※3	柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行） 燃料補給設備 (1) 運転上の制限 項目 燃料補給設備 運転上の制限 (1) 軽油タンク1基以上が使用可能であること (2) 所要数のタンクローリー（4kL）及びびタンクローリー（16kL）が動作可能であること※1	女川2号炉案 燃料補給設備 (1) 運転上の制限 項目 燃料補給設備 運転上の制限 (1) 軽油タンクレベルが所要値以上であること※1 (2) ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であること※2 (3) 所要数のタンクローリーが動作可能であること※3
適用される原子炉の状態 運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換	適用される原子炉の状態 運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換	適用される原子炉の状態 運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換
設備 軽油タンク※2 タンクローリー（4kL） タンクローリー（16kL）	設備 非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベル※4※5 高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電設備軽油タンクレベル※5 ガスタービン発電設備軽油タンクレベル※6 タンクローリー	設備 軽油タンク※2 タンクローリー（4kL） タンクローリー（16kL）
所要値・所要数 2,770mm 3,140mm 2,080mm 2台※7	所要値・所要数 2,770mm 3,140mm 2,080mm 2台※7	所要数 1基※3 3台※4 1台
※1：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間は除く。なお、非常用ディーゼル発電機とは、A系、B系および高圧炉心スプレイス系のディーゼル発電機をいう。 ※2：常設代替交流電源設備が運転中および運転終了後2日間は除く。 ※3：燃料移送系の必要な弁、配管およびホースを含む。 ※4：非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルとは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク6基の各々の軽油タンクレベルをいう。 ※5：軽油タンクレベルが必要量確保されていない場合は、「第61条 非常用ディーゼル発電機燃焼料油等」の運転上の制限も確認する。 ※6：ガスタービン発電設備軽油タンクレベルとは、ガスタービン発電設備軽油タンク3基の各々の軽油タンクレベルをいう。 ※7：タンクローリーは、第2保管エリア、第3保管エリアに分散配置されていること。	※1：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間は除く。なお、非常用ディーゼル発電機とは、A系、B系および高圧炉心スプレイス系のディーゼル発電機をいう。 ※2：常設代替交流電源設備が運転中および運転終了後2日間は除く。 ※3：燃料移送系の必要な弁、配管およびホースを含む。 ※4：非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルとは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク6基の各々の軽油タンクレベルをいう。 ※5：軽油タンクレベルが必要量確保されていない場合は、「第61条 非常用ディーゼル発電機燃焼料油等」の運転上の制限も確認する。 ※6：ガスタービン発電設備軽油タンクレベルとは、ガスタービン発電設備軽油タンク3基の各々の軽油タンクレベルをいう。 ※7：タンクローリーは、第2保管エリア、第3保管エリアに分散配置されていること。	※1：必要ホースを含む。 ※2：当該設備が使用不能時は、「第61条 非常用ディーゼル発電機燃焼料油等」の運転上の制限も確認する。 ※3：6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基。 ※4：タンクローリー（4kL）は、大湊側高台保管場所及び5号炉東側第二保管場所に分散配置されていること。
差異理由 TS-25 66-1-2-7 燃料補給設備 ・女川では、軽油タンクのレベルを運転上の制限として設定する（以下同様）。 ・女川では、ガスタービン発電設備軽油タンクは本表にて整理する。	差異理由 TS-25 66-1-2-7 燃料補給設備 ・保安規定第61条（非常用ディーゼル発電機燃焼料油等）に合わせて、運転中及び運転終了後の除外規定を明記する。 ・非常用ディーゼル発電設備軽油タンク1基あたりのタンクレベルであることを明記。 ・ガスタービン発電設備軽油タンク1基あたりのタンクレベルであることを明記。	差異理由 TS-25 66-1-2-7 燃料補給設備 ・保安規定第61条（非常用ディーゼル発電機燃焼料油等）に合わせて、運転中及び運転終了後の除外規定を明記する。 ・非常用ディーゼル発電設備軽油タンク1基あたりのタンクレベルであることを明記。 ・ガスタービン発電設備軽油タンク1基あたりのタンクレベルであることを明記。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧本文からの変更箇所

### 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由	
<b>(2) 確認事項</b>					
<b>項目</b>	<b>頻度</b>	<b>担当</b>	<b>項目</b>	<b>頻度</b>	<b>担当</b>
1. 6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基以上が第61条で定める軽油タンクレベルを満足していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	1. 非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長
2. タンクローリ（4kL）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	2. 高圧炉心スプレイズディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長
3. タンクローリ（16kL）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	3. ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長
<b>(3) 要求される措置</b>					
<b>条件</b>	<b>要求される措置</b>	<b>完了時間</b>	<b>条件</b>	<b>要求される措置</b>	<b>完了時間</b>
A. 軽油タンクが所要数を満足していない場合	A1. 当直長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。	2日間	A. 非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値を満足していない場合	A1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。	2日間
B. 動作可能なタンクローリ（4kL）が所要数を満足していない場合	B1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は B2. 当直長は、代替措置 <sup>**5</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する <sup>**6</sup> 。	2日間	B. 高圧炉心スプレイズディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値を満足していない場合	B1. 発電課長は、高圧炉心スプレイズディーゼル発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。	2日間
C. 動作可能なタンクローリ（16kL）が所要数を満足していない場合	C1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は C2. 当直長は、代替措置 <sup>**5</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する <sup>**6</sup> 。	2日間	C. ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値を満足していない場合	C1. 発電課長は、ガスタービン発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。	2日間
D. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 当直長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備 <sup>**7</sup> を動作不能 <sup>**8</sup> とみなす。	2日間	D. 動作可能なタンクローリが所要数を満足していない場合	D1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または D2. 防災課長は、代替措置 <sup>**8</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する <sup>**9</sup> 。	2日間
			E. 条件A、B、CまたはDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 防災課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備 <sup>**10</sup> を動作不能 <sup>**11</sup> とみなす。	速やかに

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

### 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
<p>E. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>F. 条件Cで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>E 1. 当直長は、タンクローリ（4 k L）による燃料補給を要する重大事故等対処設備<sup>**7</sup>を動作不能<sup>**8</sup>とみなす。</p> <p>F 1. 当直長は、タンクローリ（1 6 k L）による燃料補給を要する重大事故等対処設備<sup>**7</sup>を動作不能<sup>**8</sup>とみなす。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>場合</p>	
<p>※5：代替品の補充等をいう。</p> <p>※6：2日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、2日間を超えたとしても条件E及びFには移行しない。</p> <p>※7：燃料補給を有する重大事故等対処設備とは、以下をいう。            タンクローリ（4 k L）；可搬型代替注水ポンプ（A-1級）、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）、大容量送水車（海水取水用）、大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）、電源車、モニタリングポスト用発電機及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備。            タンクローリ（1 6 k L）；第一ガスタービン発電機。</p> <p>※8：燃料補給を要する重大事故等対処設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>				
<p>※5：代替品の補充等をいう。</p> <p>※9：2日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、2日間を超えたとしても条件Eには移行しない。</p> <p>※10：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、以下をいう。            電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置および大容量送水ポンプ（タイプII）、ガスタービン発電機</p> <p>※11：燃料補給を要する重大事故等対処設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>				

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 上線：旧条文からの変更箇所

表6-6-1-6 緊急時対策所		表6-6-1-6 緊急時対策所	
柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	
緊急時対策所		緊急時対策所	
6-6-1-6-1 緊急時対策所の居住性確保（対策本部）		6-6-1-6-1 緊急時対策所の居住性確保	
(1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
被ばく低減設備	(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンプ）による加圧系が動作可能であること*1 (2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の所要数が動作可能であること (3) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること*2 (4) 差圧計（対策本部）、酸素濃度計（対策本部）及び二酸化炭素濃度計（対策本部）の所要数が動作可能であること	被ばく低減設備	(1) 緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）が動作可能であること*1 (2) 緊急時対策所非常用送風機および緊急時対策所非常用フィルタ装置が動作可能であること*1 (3) 差圧計、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること
その他設備	可搬型エアモニタ（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンプタイプ）の所要数が動作可能であること	その他設備	緊急時対策所可搬型エアモニタの所要数が動作可能であること
適用される原子炉の状態		適用される原子炉の状態	
運転起動高温停止炉心変更時*5	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンプ）	運転起動高温停止炉心変更時*5	緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）
所要数*4	1 2 3 本	所要数	4 1 5 本
原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置	原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	
所要数	1 台		
運転起動高温停止冷温停止燃料交換	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機 差圧計（対策本部） 酸素濃度計（対策本部） 二酸化炭素濃度計（対策本部） 可搬型エアモニタ（対策本部） 可搬型モニタリングポスト	運転起動高温停止冷温停止燃料交換	緊急時対策所非常用送風機 緊急時対策所非常用フィルタ装置 差圧計 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 緊急時対策所可搬型エアモニタ 可搬型モニタリングポスト
所要数	2 台 1 台 1 個 1 個 1 個 1 台 ※6	所要数	1 台 1 基 1 台 1 個 1 個 1 個 ※4
※1：陽圧化に必要なバウンダリ*3、弁及び配管を含む。		※1：正圧化に必要なバウンダリ*2、弁および配管を含む。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 上線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

<p>柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）</p> <p>※2：陽圧化に必要なバウンダリ<sup>※3</sup>及びダクトを含む。            ※3：バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されている場合は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。            ※4：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）あたりの合計所要数。            ※5：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。            ※6：「66-15-1 監視測定設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>女川2号炉案</p> <p>※2：バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されている場合は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。            ※3：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。            ※4：「66-15-1 監視測定設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>差異理由</p> <p>材として整理            ・設備構成要素の相違            ・女川の緊急時対策所は複数箇所に分散している。            ・停止余裕に係る運転上の制限の相違による</p>																																				
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時<sup>※7</sup>又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンプ）が規定圧力であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>5号炉当直長</td> </tr> <tr> <td>2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の性能確認を実施する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>原子炉GM</td> </tr> <tr> <td>4. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機の性能確認を実施する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>原子炉GM</td> </tr> <tr> <td>3. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> <tr> <td>5. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> </tbody> </table> <p>7. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の性能が維持されていることを確認する。</p>	項目	頻度	担当	6. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 <sup>※7</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンプ）が規定圧力であることを確認する。	3ヶ月に1回	5号炉当直長	2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の性能確認を実施する。	定事検停止時	原子炉GM	4. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機の性能確認を実施する。	定事検停止時	原子炉GM	3. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	5. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 給排気隔離弁（緊急対策室給気）、給排気隔離弁（緊急対策室排気）が閉することおよび高圧空気ポンプ出口電動弁が閉することならびに給排気隔離弁（緊急対策室圧調整弁）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>タービン課長</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時<sup>※5</sup>または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）が規定圧力であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン課長</td> </tr> <tr> <td>3. 緊急時対策所非常用送風機の性能確認を実施する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>タービン課長</td> </tr> <tr> <td>4. 緊急時対策所非常用送風機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>5. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時<sup>※5</sup>または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、給排気隔離弁（緊急対策室給気）および給排気隔離弁（緊急対策室排気）が開することならびに給排気隔離弁（緊急対策室圧調整弁）および給排気隔離弁（建屋差圧排気隔離弁）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>・女川の緊急時対策所非常用送風機は、常設設備であるため、実施頻度を1ヵ月毎に設定            ・女川は、本系統に期待される機能を発揮するために必要とする動作確認を行う（柏崎：放射性雲通過時における、空気ポンプによる陽圧化に必要な弁は全て手動弁）。</p>	項目	頻度	担当	1. 給排気隔離弁（緊急対策室給気）、給排気隔離弁（緊急対策室排気）が閉することおよび高圧空気ポンプ出口電動弁が閉することならびに給排気隔離弁（緊急対策室圧調整弁）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	タービン課長	2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 <sup>※5</sup> または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）が規定圧力であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン課長	3. 緊急時対策所非常用送風機の性能確認を実施する。	定事検停止時	タービン課長	4. 緊急時対策所非常用送風機を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	防災課長	5. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 <sup>※5</sup> または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、給排気隔離弁（緊急対策室給気）および給排気隔離弁（緊急対策室排気）が開することならびに給排気隔離弁（緊急対策室圧調整弁）および給排気隔離弁（建屋差圧排気隔離弁）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	防災課長	<p>・女川の緊急時対策所非常用送風機は、常設設備であるため、実施頻度を1ヵ月毎に設定            ・女川は、本系統に期待される機能を発揮するために必要とする動作確認を行う（柏崎：放射性雲通過時における、空気ポンプによる陽圧化に必要な弁は全て手動弁）。            ・女川では、放射性雲通過時の10時間加圧において、CO2濃</p>
項目	頻度	担当																																				
6. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 <sup>※7</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンプ）が規定圧力であることを確認する。	3ヶ月に1回	5号炉当直長																																				
2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の性能確認を実施する。	定事検停止時	原子炉GM																																				
4. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機の性能確認を実施する。	定事検停止時	原子炉GM																																				
3. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																				
5. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																				
項目	頻度	担当																																				
1. 給排気隔離弁（緊急対策室給気）、給排気隔離弁（緊急対策室排気）が閉することおよび高圧空気ポンプ出口電動弁が閉することならびに給排気隔離弁（緊急対策室圧調整弁）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	タービン課長																																				
2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 <sup>※5</sup> または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）が規定圧力であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン課長																																				
3. 緊急時対策所非常用送風機の性能確認を実施する。	定事検停止時	タービン課長																																				
4. 緊急時対策所非常用送風機を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	防災課長																																				
5. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 <sup>※5</sup> または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、給排気隔離弁（緊急対策室給気）および給排気隔離弁（緊急対策室排気）が開することならびに給排気隔離弁（緊急対策室圧調整弁）および給排気隔離弁（建屋差圧排気隔離弁）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	防災課長																																				



保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 上線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
8. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 <sup>※7</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	原子炉GM		度が許容値を満足するため、二酸化炭素吸収装置は設置不要（別紙 66-16-1（1）参照）
1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の活性炭フィルタが使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	化学管理GM	6. <u>緊急時対策所非常用フィルタ装置の性能確認を実施する。</u>	放射線管理課長
15. 差圧計（対策本部）が健全であることを確認する。	1年に1回	計測制御GM	7. <u>緊急時対策所非常用フィルタ装置が使用可能であることを確認する。</u>	防災課長
16. 差圧計（対策本部）が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	計測制御GM	8. <u>差圧計の計器校正を実施する。</u>	計測制御課長
11. 酸素濃度計（対策本部）の計器校正を実施する。	1年に1回	発電GM	9. <u>差圧計が使用可能であることを外観点検により確認する。</u>	計測制御課長
12. 酸素濃度計（対策本部）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	発電GM	10. <u>酸素濃度計の計器校正を実施する。</u>	計測制御課長
13. 二酸化炭素濃度計（対策本部）の計器校正を実施する。	1年に1回	発電GM	11. <u>酸素濃度計が使用可能であることを確認する。</u>	計測制御課長
14. 二酸化炭素濃度計（対策本部）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	発電GM	12. <u>二酸化炭素濃度計の計器校正を実施する。</u>	計測制御課長
9. 可搬型エリアモニタ（対策本部）の機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM	13. <u>二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。</u>	計測制御課長
10. 可搬型エリアモニタ（対策本部）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM	14. <u>緊急時対策所可搬型エリアモニタの機能確認を実施する。</u>	放射線管理課長
17. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンプ）の点灯確認を行い、使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理GM	15. <u>緊急時対策所可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。</u>	放射線管理課長

※5：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

※7：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。

・女川は、乾電池内蔵型照明をチェンレンジングエリア用資機材として整理  
 ・停止余裕に係る運転上の制限の相違による

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

適用される原子炉の状態		要求される措置		完了時間		差異理由	
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件		
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な可搬型エリアモータ（対策本部）が所要数を満足していない場合	A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、代替措置 <sup>*9</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施を開始する。	速やかに	A. 動作可能な緊急時対策所可搬型エリアモータが所要数を満足していない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 防災課長は、代替措置 <sup>*7</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。		
	B. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作不能の場合 又は 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンプ）による加圧系が動作不能の場合	B1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. 当直長は、代替措置 <sup>*9</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する <sup>*10</sup> 。	10日間  10日間	B. 緊急時対策所非常用送風機が動作不能の場合 C. 緊急時対策所非常用フィルタ装置が動作不能の場合 D. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）が動作不能の場合	B1. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 C1. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 D1. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 または D2. 防災課長は、代替措置 <sup>*7</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する <sup>*8</sup> 。	10日間  10日間	
運転 起動 高温停止	C. 動作可能な5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置、差圧計（対策本部）、酸素濃度計（対策本部）、二酸化炭素濃度計（対策本部）又は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ラスタンタイプ）が所要数を満足していない場合	C1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は C2. 当直長は、代替措置 <sup>*9</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する <sup>*10</sup> 。	10日間  10日間	E. 動作可能な差圧計、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	E1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または E2. 防災課長は、代替措置 <sup>*7</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する <sup>*8</sup> 。	10日間  10日間	・女川では、放射性雲通過時の10時間加圧において、CO <sub>2</sub> 濃度が許容値を満足するため、二酸化炭素吸収装置は設置不要 （別紙 66-16-1（1）参照） ・女川は、乾電池内蔵型照明をチェンジングエリア用資機材として整理
	D. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 当直長は、高温停止にする。 及び D2. 当直長は、低温停止にする。	24時間  36時間	F. 条件B、C、DまたはEで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	F1. 発電課長は、高温停止にする。 および F2. 発電課長は、低温停止にする。	24時間  36時間	

# 保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 上線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）			女川2号炉案			差異理由	
適用される原炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な可搬型エリアモニタ（対策本部）が所要数を満足していない場合	A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、代替措置 <sup>※9</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	A. 動作可能な緊急時対策所可搬型エリアモニタが所要数を満足していない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 防災課長は、代替措置 <sup>※7</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	速やかに
	B. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作不能の場合	B1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B2. 当直長は、代替措置 <sup>※9</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	B. 緊急時対策所非常用送風機が動作不能の場合	B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	速やかに
	C. 動作可能な差圧計（対策本部）、酸素濃度計（対策本部）、二酸化炭素濃度計（対策本部）又は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）が所要数を満足していない場合	C1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び C2. 当直長は、代替措置 <sup>※9</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	C. 緊急時対策所非常用ファイル装置が動作不能の場合	C1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	速やかに
炉心変更時 <sup>※8</sup> 又は 原子炉建屋 原子炉棟内 で照射され た燃料に係 る作業時	A. 炉心変更時 <sup>※8</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時に、運転中の制限を満足していないと判断した場合	A1. 当直長は、炉心変更を中止する。 及び A2. 当直長は、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに	D. 動作可能な差圧計、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	D1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および D2. 防災課長は、代替措置 <sup>※7</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	速やかに 速やかに
				A. 緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）が動作不能の場合	A1. 発電課長は、炉心変更を中止する。 および A2. 発電課長は、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに	速やかに 速やかに

※6：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。  
 ※7：代替品の補充等をいう。  
 ※8：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。  
 ※9：代替品の補充等をいう。

・停止余裕に係る運転上の制限の相違による

・女川は、乾電池内蔵型照明をチェンジングエリア用資機材として整理

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 上線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	
66-16-2 緊急時対策所の居住性確保（待機場所）			
(1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限		
被ばく低減設備	(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンプ）による加圧系が動作可能であること※1 (2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※2 (3) 差圧計（待機場所）、酸素濃度計（待機場所）及び二酸化炭素濃度計（待機場所）の所要数が動作可能であること		
その他設備	可搬型エアモニタ（待機場所）の所要数が動作可能であること		
適用される原子炉の状態		設備	所要数※4
運転起動 高温停止 炉心変更時※5 又は 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンプ）		1 4 2 1 本
運転起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機 差圧計（待機場所） 酸素濃度計（待機場所） 二酸化炭素濃度計（待機場所） 可搬型エアモニタ（待機場所）		2 台  1 個  1 個  1 個  1 台
※1：陽圧化に必要なバウンダリ※3、弁及び配管を含む。 ※2：陽圧化に必要なバウンダリ※3及びダクトを含む。 ※3：バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されなければ、運転上の制限を満足してはいないとはみなさない。 ※4：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）あたりの合計所要数。 ※5：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。			
(2) 確認事項			
項目		頻度	担当
1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化		3ヶ月に1回	化学管理GM

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

差異理由

・柏崎は、5号炉原子炉建屋内に対策本部と待機場所をそれぞれ設置。女川は、緊急時対策所のみで要員が収容可能であるため、該当設備なし

### 保安規定比較表

相崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
空調機活性炭フィルタが使用可能であることを確認する。	1年に1回	原子炉GM		
2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機の実施する。	3ヶ月に1回	モジュール設備管理GM		
3. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	5号炉当直長		
4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 <sup>※6</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンプ）が規定圧力であることを確認する。	1年に1回	放射線安全GM		
5. 可搬型エリアモニタ（待機場所）の機能確認を実施する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM		
6. 可搬型エリアモニタ（待機場所）が動作可能であることを確認する。	1年に1回	発電GM		
7. 酸素濃度計（待機場所）の計器校正を実施する。	3ヶ月に1回	発電GM		
8. 酸素濃度計（待機場所）が使用可能であることを確認する。	1年に1回	発電GM		
9. 二酸化炭素濃度計（待機場所）の計器校正を実施する。	3ヶ月に1回	計測制御GM		
10. 二酸化炭素濃度計（待機場所）が使用可能であることを確認する。	1年に1回	計測制御GM		
11. 差圧計（待機場所）が健全であることを確認する。	3ヶ月に1回			
12. 差圧計（待機場所）が使用可能であることを外観点検により確認する。				

※6：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。

#### (3) 要求される措置

適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な可搬型エリアモニタ（待機場所）が所要数を満足していない場合	A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、代替措置 <sup>※8</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに  速やかに

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 上線：旧条文からの変更箇所

### 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		
冷温停止 燃料交換	B. 5号炉原子炉建屋内緊急時 対策所（待機場所）可搬型 陽圧化空調機による加圧 系が動作不能の場合 又は 5号炉原子炉建屋内緊急 時対策所（待機場所）陽圧 化装置（空気ポンプ）によ る加圧系が動作不能の場 合	B1. 当直長は、当該系統を動作可能 な状態に復旧する。 又は B2. 当直長は、代替措置 <sup>**8</sup> を検討 し、原子炉主任技術者の確認を得 て実施する <sup>**9</sup> 。	10日間	差異理由
	C. 動作可能な差圧計（待機場 所）、酸素濃度計（待機場 所）又は二酸化炭素濃度計 （待機場所）が所要数を満 足していない場合	C1. 当直長は、当該設備を動作可能 な状態に復旧する。 又は C2. 当直長は、代替措置 <sup>**8</sup> を検討 し、原子炉主任技術者の確認を得 て実施する <sup>**9</sup> 。	10日間	
	D. 条件B又はCで要求される 措置を完了時間内に達成 できない場合	D1. 当直長は、高温停止にする。 及び D2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間	
	A. 動作可能な可搬型エリア モニタ（待機場所）が所 要数を満足していない 場合	A1. 当直長は、当該設備を動作可 能な状態に復旧する措置を開 始する。 及び A2. 当直長は、代替措置 <sup>**8</sup> を検 討し、原子炉主任技術者の確 認を得て実施する措置を開始 する。	速やかに	
	B. 5号炉原子炉建屋内緊急 時対策所（待機場所）可 搬型陽圧化空調機によ る加圧系が動作不能の 場合	B1. 当直長は、当該系統を動作可 能な状態に復旧する措置を開 始する。 及び B2. 当直長は、代替措置 <sup>**8</sup> を検 討し、原子炉主任技術者の確 認を得て実施する措置を開始 する。	速やかに	
	C. 動作可能な差圧計（待 機場所）、酸素濃度計（待 機場所）又は二酸化炭素 濃度計（待機場所）が所 要数を満足していない 場合。	C1. 当直長は、当該設備を動作可 能な状態に復旧する措置を開 始する。 及び C2. 当直長は、代替措置 <sup>**8</sup> を検 討し、原子炉主任技術者の確 認を得て実施する措置を開始 する。	速やかに	
			10日間	
			10日間	
			速やかに	
			速やかに	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 上線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	差異理由
<p>炉心変更時<sup>※7</sup> 又は 原子炉建屋原 子炉棟内で照 射された燃料 に係る作業時</p>	<p>A. 炉心変更時<sup>※7</sup>又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において要求される設備が、運転上の制限を満足していないと判断した場合</p>	<p>速やかに 速やかに</p>	
<p>※7：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。          ※8：代替品の補充等をいう。          ※9：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。</p>			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 上線：旧条文からの変更箇所

### 保安規定比較表

66-16-3 緊急時対策所の代替電源設備		66-16-2 緊急時対策所の代替電源設備		66-16-16 緊急時対策所の代替電源設備	
柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
緊急時対策所の代替電源設備	代替電源設備による電源系が動作可能であること	緊急時対策所の代替電源設備	緊急時対策所の代替電源設備が動作可能であること※1※2	緊急時対策所の代替電源設備	緊急時対策所の代替電源設備
適用される原子炉の状態	所要数※1	適用される原子炉の状態	設備	設備	所要値・所要数
運転起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用 可搬型電源設備 燃料補給設備 可搬ケーブル 交流分電盤 負荷変圧器	運転起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	ガスタービン発電機 ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリ 軽油タンク ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ガスタービン発電機接続盤 緊急用高圧母線2F系 電源車（緊急時対策所用） 緊急時対策所軽油タンクレベル※3 緊急時対策所用高圧母線J系	ガスタービン発電機及び電源車（緊急時対策所用）により多様性を有する（柏崎は、可搬型電源設備により多重性を有する。）。 女川は、ガスタービン発電機により多様性を有しているため、電源車（緊急時対策所用）は1セット	女川は、ガスタービン発電機及び電源車（緊急時対策所用）により多様性を有する（柏崎は、可搬型電源設備により多重性を有する。）。 女川は、ガスタービン発電機により多様性を有しているため、電源車（緊急時対策所用）は1セット 女川では、緊急時対策所軽油タンクのレベルを設定（別紙 66-16-2 (1)、(2) 参照） 設備の相違 女川の緊急時対策所は複数箇所に分かれていない。 設備の相違 設備の相違 女川は、自主対策設備としての電源車接続口（緊急時対策建屋南側）があり、区別するために記載 緊急時対策所軽油タンク1基あたりのタンクレベルで
	2台		※4 ※5 ※5 ※5 ※4 ※6 ※6		1台 2,410mm 2系列
	※3				
	2セット※2				
	3台				
	1台				

※1：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所あたりの合計所要数。

※2：2セットとは、1相分1本の3相分3本を1セット及び1相分2本の3相分6本を1セットをいう。

※1：燃料移送系の必要な弁および配管を含む。

※2：動作可能とは、電源車接続口（緊急時対策建屋北側）に接続できることを含む。

※3：緊急時対策所軽油タンクレベルとは、緊急時対策所軽油タンク2基の各々の軽油タンクレベルをいう。



保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉 (令和2年11月9日施行)	女川2号炉案																																	
<p>※3:「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※4:「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5:「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6:「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p>																																	
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。</td> <td>2年に1回</td> <td>電気機器GM</td> </tr> <tr> <td>2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> <tr> <td>3. 負荷変圧器が使用可能であることを外観点検にて確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>電気機器GM</td> </tr> <tr> <td>4. 交流分電盤が使用可能であることを外観点検にて確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>電気機器GM</td> </tr> <tr> <td>5. 可搬ケーブルが使用可能であることを外観点検にて確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。	2年に1回	電気機器GM	2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	3. 負荷変圧器が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1ヶ月に1回	電気機器GM	4. 交流分電盤が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1ヶ月に1回	電気機器GM	5. 可搬ケーブルが使用可能であることを外観点検にて確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 電源車(緊急時対策所用)を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。</td> <td>2年に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>2. 電源車(緊急時対策所用)を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>3. 緊急時対策所軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>4. 緊急時対策所用高圧母線J系が使用可能であることを外観点検により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 電源車(緊急時対策所用)を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。	2年に1回	防災課長	2. 電源車(緊急時対策所用)を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	3. 緊急時対策所軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	防災課長	4. 緊急時対策所用高圧母線J系が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	防災課長
項目	頻度	担当																																
1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。	2年に1回	電気機器GM																																
2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																
3. 負荷変圧器が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1ヶ月に1回	電気機器GM																																
4. 交流分電盤が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1ヶ月に1回	電気機器GM																																
5. 可搬ケーブルが使用可能であることを外観点検にて確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																
項目	頻度	担当																																
1. 電源車(緊急時対策所用)を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。	2年に1回	防災課長																																
2. 電源車(緊急時対策所用)を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																																
3. 緊急時対策所軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	防災課長																																
4. 緊急時対策所用高圧母線J系が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	防災課長																																
<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>A. 代替電源設備が動作不能の場合</td> <td>A1.1 発電課長は、ガスタービン発電機が動作可能であることを確認する。 または A1.2 防災課長は、電源車(緊急時対策所用)が動作可能であることを確認する。 および A2.1 防災課長は、代替措置*7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する*8。 または A2.2 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに  速やかに  10日間  10日間</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	運転 起動 高温停止	A. 代替電源設備が動作不能の場合	A1.1 発電課長は、ガスタービン発電機が動作可能であることを確認する。 または A1.2 防災課長は、電源車(緊急時対策所用)が動作可能であることを確認する。 および A2.1 防災課長は、代替措置*7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する*8。 または A2.2 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに  速やかに  10日間  10日間	<p>差異理由 あることを明記 ・女川は、ガスタービン発電機により多様性を有する。 ・女川では、緊急時対策所軽油タンクは本表にて整理</p> <p>・女川では、緊急時対策所軽油タンクは本表にて整理</p> <p>・女川の緊急時対策所用高圧母線J系は、常設備であるため、実施頻度を1カ月毎に設定</p> <p>・代替電源設備とは、ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ、軽油タンク、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ、ガスタービン発電機接続箱、緊急用高圧母線2F系、電源車(緊急時対策所)</p>																									
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間																															
運転 起動 高温停止	A. 代替電源設備が動作不能の場合	A1.1 発電課長は、ガスタービン発電機が動作可能であることを確認する。 または A1.2 防災課長は、電源車(緊急時対策所用)が動作可能であることを確認する。 および A2.1 防災課長は、代替措置*7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する*8。 または A2.2 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに  速やかに  10日間  10日間																															

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 上線：旧条文からの変更箇所

### 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
冷温停止 燃料交換	<p>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合</p> <p>A 1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>A. 代替電源設備が動作不能の場合</p> <p>冷温停止 燃料交換</p>	<p>B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。</p> <p>A1.1. 発電課長は、ガスタービン発電機が動作可能であることを確認する。 または A1.2. 防災課長は、電源車（緊急時対策用）が動作可能であることを確認する。 および A2. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A3. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>策所用）、緊急時対策所駆油タンクレベル及び緊急時対策所用高圧母線J系をいう。 ・設備の相違（女川は、ガスタービン発電機及び電源車（緊急時対策所用）により多様性を有することから、それぞれ確認を行う）</p>
24時間	24時間	24時間	24時間	
36時間	36時間	36時間	36時間	

※4：代替品の補充をいう。

※5：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Bには移行しない。

※7：自主対策設備（予備電源車および電源車接続口（緊急時対策建屋南側）の使用、代替品の補充等）をいう。

※8：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Bには移行しない。

緊急時対策所軽油タンクから電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへの  
燃料供給について

緊急時対策所軽油タンク及び電源車（緊急時対策所用）燃料タンクの高さ関係を下  
図に示す。

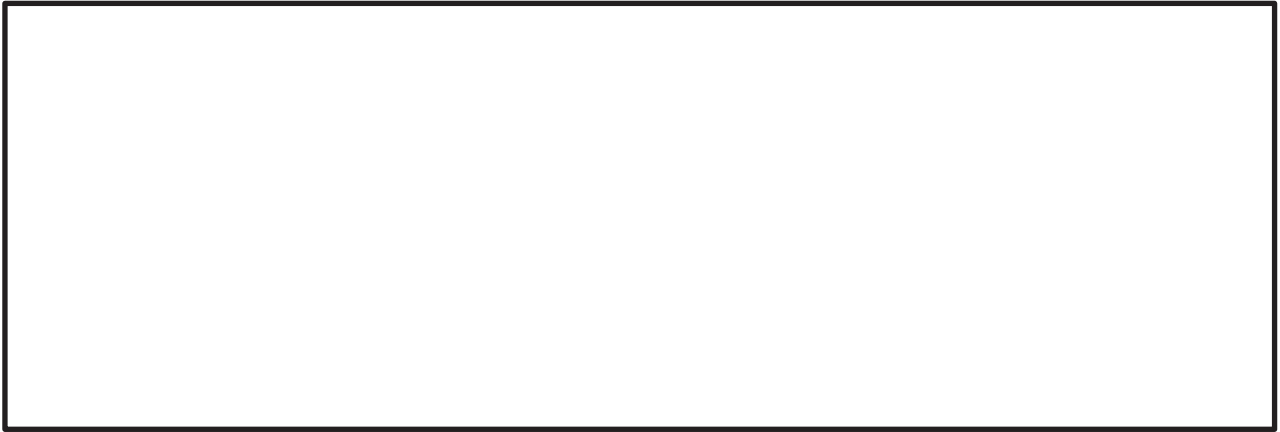


図 緊急時対策所軽油タンク及び電源車（緊急時対策所用）燃料タンクの高さ関係

重力落下による緊急時対策所軽油タンクから電源車（緊急時対策所用）燃料タンク  
への燃料供給において、下記を考慮し、流体の質量保存の法則，エネルギー保存の法  
則等により燃料供給量を算出すると，**最小液位差**※での値は  となる。

※ 緊急時対策所軽油タンクの燃料出口座下端と電源車（緊急時対策所用）燃料タン  
クの制御設定位置（レベル高）との差

- ・ 緊急時対策所軽油タンクから電源車（緊急時対策所用）燃料タンクまでの  
最小液位差：
- ・ 配管及び弁類の圧力損失：

また，電源車（緊急時対策所用）の燃料消費量は  である。

以上より，燃料供給量  が燃料消費量  を上回ることから，重力落下  
による燃料供給において，電源車（緊急時対策所用）を正常に運転することが可能で  
ある。